

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 運営規程



株式会社リリィ・ベル

リリィベル岡山東

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社リリィ・ベルが設置する定期巡回・随時対応型訪問介護看護リリィベル岡山東（以下「事業所」という。）において実施する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保することを目的とする。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営の方針）

- 第2条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたっては、利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応等の援助を行うとともにその療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応し、利用者が安心してその居宅での生活を送ることができるようにするものとする。
 - 4 事業所は、利用者や地域の方々、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター他の地域密着型サービス事業者及び居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するにあたっては介護保険当関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供を行うものとする。

（事業の運営）

第3条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたっては、事業所の訪問介護員等が行うものとし、看護に関しては訪問看護事業所と連携を行い提供する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 リリィベル岡山東
- (2) 所在地 岡山県岡山市東区松新町 206 番 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (常勤職員)
従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。又、自らも指定訪問介護看護の提供や管理に当たる。
- (2) 計画作成責任者 1 名以上
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等を行う。また、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行う。又、自らも指定訪問介護看護の提供や管理に当たる。
- (3) オペレーター 1 名以上
事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
- (4) 訪問介護員 定期巡回：必要数以上、随時対応：1 名以上
 - ① 定期巡回サービスを行う訪問介護員等：定期的な巡回により排泄の介護、日常生活上の世話等のサービス提供に当たる。
 - ② 随時訪問サービスを提供する訪問介護員等：利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活所の緊急時の対応等のサービス提供に当たる。
- (5) 訪問看護職員 連携先訪問看護事業所 2.5 名以上
主治医の指示によりその者の居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365 日とする。
- (2) 営業時間 24 時間とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第7条 事業所で行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容

- ① 利用者又はその家族に対する相談、助言等
- ② 利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等
- ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく定期巡回によるサービス（排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護）
- ④ 利用者からの随時の連絡に対応するサービス（排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護）
- ⑤ 訪問看護師と連携してのサービス提供

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料等）

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額とし各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付するものとする。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、岡山市東区とする。

（衛生管理等）

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。
- 3 事業所内は空調設備等により適温を確保するよう努める。
- 4 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第12条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っている時に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力

医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 4 利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、自身等の災害に対処するための計画）を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期するとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 前項の訓練は、可能な限り消防署や地域住民と連携して行うよう努める。
- 3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消化・避難等の際の消防署や地域住民との連携方法について周知徹底する。

(苦情処理)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者で亡くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（虐待の防止に関する事項）

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1） 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2） 虐待の防止のための指針を整備する。
- （3） 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（地域との連携）

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画お見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束）

第19条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の態様、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど、適正な取り扱いにより行うものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- （1） 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用してできるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(掲示)

第20条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。また、ウェブサイト（法人のホームページ当、または、情報公表システム上を活用）にも掲載する。

(その他の運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 入職時実施
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社リリオ・ベルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和7年7月1日から施行する。